

第13回

越谷市教育委員会議事録

令和7年11月27日

定例会

令和7年第13回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和7年11月27日
 招集の場所 越谷市中央市民会館5階 第4・5会議室
 開閉会日時 開会11月27日 午後1時30分
 閉会11月27日 午後2時33分

出席委員

教 育 長	野 口 久 男	教 育 長 職務代理者	五十畑 勝 己
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平
委 員	足 立 夢 実	委 員	上 原 美 子

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	磯 山 貴 則
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	會 田 修	学校教育部 副参事兼 学務課長兼 小中一貫校 整備室長	菊 池 邦 隆
教育総務部 副参事兼 生涯学習課長	川 澄 大 治	学校教育部 副参事兼 給食課長	小 澤 正 和
スポーツ振興 課長	坂 卷 孝 二	学校管理課長	斉 藤 邦 貴
図書館長	濱 田 尊 則	指導課長	千 嶋 淳 一
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小 抜 麻衣子	教育センター 所長	田 嶋 栄 蔵
越ヶ谷 公民館長	山 納 朋 美	学校管理課 調整幹	杉 田 直 也
		指導課調整幹	二 瓶 剛
		給食課 調整幹兼 第一学校給食 センター所長	砂 原 邦 彦
		教育センター 調整幹	浜 崎 重 靖

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調整幹	鈴 木 理 香
--------------	---------

	議 事	て ん 末
議	教育長報告	
	・教育長専決第28号について	
	・教育長専決第29号について	
	・教育長専決第30号について	
	・教育長専決第31号について	
	・教育長専決第32号について	
	・教育長専決第33号について	
事	議 案	
	・第50号議案 教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う 意見聴取について	原案可決
	その他	
	・越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定について	
	・令和8年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について	
	・林泉寺本堂等の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供につい て	
状 況		

◎開会の宣告

野口教育長 それでは、これより11月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

◎教育長報告 「教育長専決第28号～第32号について」

野口教育長 それでは、教育長報告「教育長専決第28号から第32号」につきましては、関連がございますので、一括してスポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、教育長専決につきましてご報告を申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをご覧ください。

去る10月23日の定例教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました6件の専決事項について、ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、教育委員会会議の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第3条第2項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、ご報告させていただきます。恐れ入りますが、会議要項の3ページをご覧ください。

教育長が専決処理いたしました6件のうち、1番から5番までの5件について、関連がございますので一括してご報告させていただきます。

このページの専決第28号から19ページの専決第32号につきましては、令和7年12月定例市議会に提案いたします「指定管理者の指定についての原案決定について」でございます。

専決第28号 指定管理者の指定については、越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂。

次に、7ページの専決第29号については、越谷総合公園、越谷市立総合体育館。

次に、11ページの専決第30号については、越谷市民球場、越谷市立越谷総合公園多目的運動場、越谷市立越谷総合公園庭球場。

次に、15ページの専決第31号については、越谷市立しらこぼと運動公園競技場、越谷市立しらこぼと運動公園第2競技場、越谷市立しらこぼと運動公園野球場、越谷市立しらこぼと運動公園庭球場、越谷市立しらこぼと運動公園ソフトボール場。

次に、19ページの専決第32号については、緑の森公園越谷市弓道場の原案決定についてでござ

います。

なお、専決第29号の越谷総合公園、越谷市立総合体育館につきましては、教育総務部にて所管する施設は越谷市立総合体育館でございますが、越谷総合公園と越谷市立総合体育館は同一敷地内にあり、一括して管理運営をするため、同一の指定管理者を指定することから、1つの議案として提出いたします。

指定管理者の指定についての原案決定について、それぞれ別紙のとおり専決処理する。

令和7年11月14日提出、越谷市教育委員会教育長。

戻りまして、会議要項の5ページをお開きください。こちらは、令和7年12月定例市議会に越谷市長が提出する指定管理者の指定について（越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂）の議案でございます。

議案内容でございますが、越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設。所在地、越谷市花田六丁目6番地1。名称、越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂。

2 指定管理者に指定する団体。所在地、越谷市増林二丁目33番地。名称、公益財団法人越谷市施設管理公社理事長、榊勝彦。

3 指定する期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由でございますが、越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものでございます。

ほか4議案につきましても、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに、指定管理者に指定する団体、指定する期間及び提案理由を記載してございます。

なお、指定する期間は、いずれの施設も令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

教育総務部で所管する施設の指定管理者の指定につきましては、9月の定例教育委員会会議におきまして経過報告をさせていただいておりますが、本議案は、越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂ほか11施設の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することに伴い、新たに指定管理者の指定を行うに当たり提案するものでございます。

また、今回の指定管理者の指定に当たり公募及び随意指定の方向性について、部会において協議、検討を行った結果として、越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂、越谷総合公園、越谷市立総合体育館、越谷市民球場ほか2施設、しらこぼと運動公園競技場ほか4施設につきましては、それぞれの施設の設置目的、管理運営の状況、受託団体の設立経緯等を総合的に判断し、本市の出資法人である越谷市施設管理公社を引き続き指定管理者として選定することがふさわしいとの評価で一致し、随意指定としました。その後、書面開催となりました越谷市指定管理者選定委員

会において、公益財団法人越谷市施設管理公社が指定管理者候補者として選定されております。

また、緑の森公園弓道場につきましては、民間事業者のノウハウ等を活用することにより、市民サービスの向上やコスト削減、利用者の拡大などが期待できることから公募といたしました。

なお、公募のあった団体は、越谷市施設管理公社の1団体でございました。

令和7年10月6日に開催された越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会から答申をいただき、その後、書面開催となりました越谷市指定管理者選定委員会において、公益財団法人越谷市施設管理公社が指定管理者候補者として承認選定を受けたところでございます。

教育長専決第28号から第32号についての報告につきましては以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

[発言する者なし]

野口教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第33号について」

野口教育長 続きまして、「教育長専決第33号について」、教育総務部長からご説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、専決第33号についてご報告させていただきます。恐れ入りますが、会議要項の23ページをご覧ください。

専決第33号 令和7年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。令和7年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和7年11月14日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、恐れ入りますが、別冊「令和7年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書」の2ページ及び3ページをお開きください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。3ページの表の一番下でございます、歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回8,001万円を追加し、補正後の総額は100億4,042万5,000円となります。

歳入の内容でございますが、8ページ及び9ページの(1)歳入予算説明書をご覧ください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金につきましては、学校給食に係る給食材料費として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,000万円を追加いたします。

次に、20款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、その他雑入として、市主催のスポーツ大会における怪我に対する市民総合災害等補償金1万円を追加いたします。

次に、歳出の内容でございますが、戻りまして5ページの中段でございます教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回、2億4,067万円を追加し、補正後の総額は197億1,962万円となります。

歳出の主な内容でございますが、18ページ及び19ページの事業別予算説明書をご覧ください。

中段の1項教育総務費、2目事務局費のうち教育情報化推進事業につきましては、学事システムのシステム標準化移行時期の変更に伴い、教育システム電算委託料460万円を減額いたします。

20ページ及び21ページをご覧ください。4目教育センター費のうち校内系ネットワーク運用事業につきましては、校内系ネットワーク環境整備に係る備品購入費として、学校ICT機器購入費350万円を追加いたします。

22ページ及び23ページをご覧ください。2項小学校費、1目学校管理費の学校活動運営費につきましては、学校活動の運営に係る通信運搬費として70万円を追加いたします。

次の3項中学校費、1目学校管理費につきましても、小学校費と同様の内容で通信運搬費20万円を追加いたします。

26ページ及び27ページをご覧ください。7項保健体育費、1目学校保健費のうち健康管理事業につきましては、事業費の確定に伴い、報償費120万円を減額いたします。

次に、2目学校給食費のうち学校給食事業につきましては、学校給食に係る給食材料費として2億800万円を追加いたします。

28ページ及び29ページをご覧ください。また、施設管理費につきましては、学校給食センターに係る燃料費及び修繕料として、合わせて1,020万円を追加いたします。

次に、3目体育費のうちその他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会における怪我に対する補償金として、歳入と同額の1万円を追加いたします。

なお、その他の項目につきましては、人事院勧告による会計年度任用職員の関連経費の追加、職員人件費の追加等がございます。

詳細は事業概要欄をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。(3)債務負担行為でございますが、追加が14件ございます。まず、上から5つ目の科学技術体験センター設備修繕料につきましては、科学技術体験センター内の誘導灯設備の修繕のため、令和7年度から令和8年度までを期間として債務負担行為を設定するものでございます。

次に、上から7つ目の日本文化伝承の館管理運営委託料及び下から4つ目の総合公園屋外体育施設管理運営委託料から総合体育館管理運営委託料の合計5件につきましては、各施設の指定管理者の指定期間が今年度をもって満了となり、令和8年度からの指定管理者の指定に係る準備行為が必要となることから、令和7年度から令和12年度までを期間として、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、下から5つ目の給食配送車購入費につきましては、学校給食配送車の新規車両3台の購入のため、令和7年度から令和8年度までを期間として、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、その他の7件の債務負担行為につきましては、各事業の来年度に向けた準備行為が必要であることから、令和7年度から令和8年度までを期間として、債務負担行為を設定するものでございます。

教育長専決第33号に係る報告は、以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 19ページ中段、学務課のシステム標準化移行時期の変更に伴う減額ですけれども、具体的にどのようなシステムで、どういう理由で移行時期を変更なさったのかを教えてください。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 学事システムは、学齢簿の管理、帳票管理、システム管理等の機能がございます。

平成18年度中学校選択制導入に向けた事務処理の円滑化や市民サービスの向上を目的に、このシステムが導入されました。これまで平成22年度に機器の更新、平成24年度に住民基本台帳の一部を改正する法律に伴う更新等を行い、平成27年度に学籍や就学情報を学事システムとして更新、直近では令和2年度に契約期間満了に伴い契約変更を行い、システムを活用することにより、一層の市民サービスの向上を図ってきた次第です。

システム標準化につきましては、令和5年度の閣議決定を受け、国レベルで地方公共団体の情報システム標準化を行うという国からの通知があり、本市でも全庁的に対応をしているものです。学事システムが標準化もその準備をしてきました。

本来でしたら令和7年度中に様々な契約等を行う予定でしたが、業者がシステム更新、構築に対応できない現状があることから、市長部局とも連携し、令和12年度までにと先延ばしするというものです。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 システム標準化移行時期が変更になったことに伴って、特に不便はないということでしょうか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 時期が変更になったことによって、学齢簿の管理や就学関係の事務が止まるということはありません。現行システムで保守管理等をしっかりと行って対応できるようにしております。

渡辺委員 分かりました。

野口教育長 他の方いかがでしょうか。

山口委員。

山口委員 26ページ学校保健費の健康管理事業は事業費の確定に伴う減額ということですがけれども、教職員管理事業のどの部分について確定があったのか、詳細が分かれば教えてください。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 教職員管理事業の減額120万円につきましては、産業医や健康管理医への報酬費でございます。事業確定に伴い減額補正するものでございます。事業内容は、学校で教職員の相談に対応いただいたり、産業医の方であれば年10回程度、2か月に1回は学校に行っていただき、学校の衛生環境状態がどうなのかという視点で見えていただき、アドバイス等をいただく内容となります。

野口教育長 山口委員。

山口委員 越谷市立小中学校には学校医がいて、主に内科の医師で産業医の資格持っている者がそういう巡視をして、先生方の健康管理も生徒だけではなくてしているというところに対する謝礼が確定したからということなのですか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 そのとおりです。教職員の心身の健康の保持増進のための予算でございます。

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎第50号議案 「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について」

◎その他 「越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定について」

野口教育長 続きまして、第50号議案「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について」及びその他報告1「越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定について」につきましては、関連があるため、一括して教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、順番が入れ替わりますが、はじめにその他 越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の25ページをご覧ください。こちらは、10月の教育委員会会議において議決いただきました教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定に伴う意見聴取について、市長部局において条例の原案が決定されましたので、教育委員会へ提供されたものでございます。

10月の条例案との変更点といたしましては、地区センターの業務として、地区スポーツレクリエーションに関することを追加するため、附則（経過措置）に越谷市地区センター設置及び管理条例の一部改正の内容が追記された点でございます。

また、具体的な改正内容につきましては、お手元に資料といたしまして新旧対照表をお配りしておりますので、そちらのほうをご参照いただければと存じます。

なお、市長から教育委員会への教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定に伴う意

見聴取につきましては、10月27日付で教育委員会事務局から市長へ回答を差し上げましたので、ご報告をさせていただきます。

その他 越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてのご報告は、以上でございます。

続きまして、第50号議案 教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の1ページをご覧ください。

第50号議案 教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について、越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について、別紙のとおり回答する。

令和7年11月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づきまして、市議会議長から教育委員会へ意見を求められましたので、その回答をするため提案するものでございます。

次に、恐れ入りますが、会議要項の3ページをご覧ください。

こちらは、令和7年11月21日付、教育委員会事務局が収受いたしました越谷市議会議長から越谷市教育委員会教育長宛ての依頼文の写しでございます。

件名以下、本文を読み上げさせていただきます。

教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について（依頼）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、令和7年12月に開催される市議会定例会に提出が予定されている下記条例（案）について、令和7年11月27日までに貴委員会の意見を求めます。

記。1 条例（案）名、越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例。

条例（案）の内容につきましては、先ほどその他事項でご報告をさせていただいたとおりでございます。令和8年度組織改正におけるスポーツに関する事務が、市長部局へ移管することが示されております。

次に、恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧ください。

こちらは、市長から教育委員会への意見を求められた回答と同様の回答（案）を市議会議長宛てに事務局にて作成したものでございます。

つきましては、本日の教育委員会会議で回答（案）についてご審議をいただき、議決をもって教育委員会事務局から市議会議長への回答の事務を進めたいと考えております。

以上、教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 はじめに、その他報告1 越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定についての説明について、ご質問またご意見等はございますか。

[発言する者なし]

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

続きまして、第50号議案 教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

5ページの回答(案)でよろしいかどうかということです。

〔「なし」と答える者あり〕

野口教育長 これより第50号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎その他 「令和8年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について」

野口教育長 続きまして、その他報告2 「令和8年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について」につきまして、学務課長から説明いたします。

学務課長。

菊池学務課長 それでは、令和8年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の28ページをご覧ください。

はじめに、これまでの経緯についてご説明いたします。9月中旬に各学校での説明会もしくはインターネット上に掲載した説明用動画にて、保護者への説明を実施し、9月22日までに申請書を提出していただきました。10月9日に申請状況の集計結果を文書で保護者に通知するとともに、越谷市のホームページで公表いたしました。

その後、10月20日までの選択申請変更期間を経て、令和8年度入学生の選択状況が決定した結果を、改めて11月7日に保護者に文書で通知するとともに、越谷市のホームページで公表しました。

恐れ入りますが、会議要項29ページをご覧ください。

こちらは令和7年11月1日現在の令和8年度新中学1年生中学校選択制集計一覧でございますが、ホームページに公表した人数に基本学区に在住している新中学1年生の人数を加えて掲載したものとなっております。

(A)は、基本学区の中学校選択した人数でございます。(B)は、基本学区外から当該中学校

を選択した人数でございます。(C)は、(A)と(B)の合計です。例えば中央中学校の場合には、基本学区の235人に基本学区外からの42人を加えた数277人の児童が中央中を希望していることとなります。

次に、一番下の計の欄をご覧ください。基本学区の中学校選択した人数の合計が2,620人、基本学区以外の中学校を選択した人数の合計が247人、したがって市内の中学校への就学希望者の合計が2,867人となります。

なお、令和8年度の新中学1年生につきましては、南中学校、光陽中学校は基本学区以外の生徒を受け入れるための余裕教室がないことから、基本学区以外からの受入れ定員を0人といたしました。

南中、光陽中を除く他13校の基本学区以外からの受入れ定員はそれぞれ35人となっております。したがって、中央中、北中の2校が抽せん校となりました。抽せん会は、11月23日曜日に越谷市中央市民会館1階劇場で開催され、就学する中学校が決定いたしました。

戻りまして、会議要項28ページの中段の3 令和8年度新中学1年生の選択申請状況をご覧ください。

中学校選択制が開始されて来年度で21年目を迎えますが、令和8年度入学予定者以外に、過去4年分の選択状況を載せましたのでご覧ください。令和8年度入学予定者の選択申請書発行総数は2,892人分でございます。選択申請書発行総数とは、来年の4月に中学校新1年に就学を予定している人数でございます。

基本校の選択状況、あるいは基本法以外の選択状況を見ますと、あくまでも11月1日現在の状況でございますが、約91%が基本学区の中学校、約9%が基本学区以外の中学校、さらに約1%が市外の中学校等への就学を予定していることが分かります。この傾向はここ数年変わりません。

最後に4、今後の日程についてご説明いたします。1月9日に就学通知書を発送し、その後、転出等で辞退者が出た場合、抽せん漏れた方の繰り上げもあります。その繰り上げは、2月6日で締め切れ、最終的に就学する中学校が決定することとなります。市内中学校では、2月9日に入学説明会が行われ、新入学への準備が始まります。

令和8年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況についてのご報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

上原委員。

上原委員 中学校の選択制の現状について知ることができました。まず、中学校1年生の基本学区外の理由をもし把握されておりましたら、大まかな理由について教えていただければと思います。

もう一つ、中学校1年生で希望がなされているのですけれども、その後、1年生の途中であったり、2年生、3年生の希望の変更があったりした場合のご対応について教えていただければと

思います。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 基本学区外を選択した主な理由でございますが、アンケート結果によると、部活動が30.5%、友人関係が28.6%、通学距離が13.8%と高く、この3点が全体の73%、それ以外は、その他の理由でございます。

中2、中3に進むにつれて学校を変更したいと保護者等が願い出たときの対応でございますが、基本的には変更することはできません。しかしながら、それ相応の理由、例えば、いじめの問題等を含め、特別に配慮を要するケースについては、就学、転学等転出入関係の手引等にのっとり判断をしております。

選択制のときにお話ししているのは、入学後に、部活動が思っていたことと違っていたから、学区の中学校に戻りたいなどを理由に変更できないということ、公平性の上でしっかりお話しさせていただいています。

野口教育長 よくよく考えて選択してくださいということで、この中学校選択制はスタートしたのですけれども、私もいつも基本校以外を選択する割合がどのぐらいいるのかとみているのですけれども、大体8から9%です。一定程度役割を果たしていると思っています。部活動の件もありますし、もう一点は、小学校と中学校の学区が一致していなかったため、基本学区外を選択した理由に挙げた友人関係というのはそういうこともきつと含まれているのだらうと思います。子どもたちの意識、小学校のときの友達と一緒に進学したいということも一つの補完する制度として、役割を果たしていると思います。

他の方いかがでしょうか。

山口委員。

山口委員 越谷市の中学校を選択しなかった者というのは1%前後で毎年推移しているということですが、11月の時点だと思えるのですけれども、例えば入試とかで国立とか私立とかで、他市町村に行かれる方というのは、4月1日の時点では何%ぐらいなのでしょう。99%は市内で、最終的に国立行ったりとか私立行ったりする人は1%しかいないということなのですか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 毎年、私立中学校を受験し合否がまだ出ない時期なので、1%程度は、特別支援学校に進学される割合です。

野口教育長 山口委員。

山口委員 越谷市で新中学1年生になる方のうち、令和7年でいえば、25名が特別支援学校に行かれるというのは分かるのですけれども、国立とか私立中学校を受験して進学していく生徒が何%、何人ぐらいというデータはあまり集計されていないのですか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 5月1日付調査で集計しております。後ほど、皆様に情報提供させていただきます。

野口教育長 よろしくお願ひします。

また、小学校の地理的なことも人数には差があります。駅に近いと結構な受験される方もいらっしゃるって、結局、親御さんの送り迎えが必要になってくる距離だと何か遠慮してしまうみたいなのところはあります。私立中学校等の進学人数は、学校によって差は出ているのではないかなと、想像ですけども、そんな気がします。

補足ですけども、学級数を決めなくてはいけないので結構大変な事務です。人数によって学級数が決まり、学級数が決まると教職員数もそこで決まるので、中学校の場合は、どの教科にするのかという話になるので、校内的に神経を使ってやっている仕事です。小まめに確認をしながら生徒数を把握していく、神経使うところかなと思うのです。

他の方いかがでしょうか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 3学園構想について、ここの中学校への選択制というのは、今、どのよに考えているのか、選択制該当なのか、それとも何か特別に考えていらっしゃるのか、お聞きしたいのですけれども。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 南中学校、光陽中学校、今後は川柳中学校についてですが、今回の来年度入学する選択に関しては、空き教室がないという理由で南中学校と光陽中学校は初めから選択制対象外とさせていただきます。今後につきましては、新設校、新しい校舎で教室の余裕もできることから、同じように中学校選択制の一つの学校として考えて対応する、あくまでも現時点の予定でございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 先ほどの進学後に希望変更があった場合に、途中での変更は原則できないということだったのでですけども、申請した時点で、例えば友人関係、いじめ等の理由で基本学区以外を選択したいといった場合、考慮されないということによろしいでしょうか。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 学務課で用意をしています就学や転出入、転学等の手引、外国からの方も含め、そのような様々な約束事を決めた冊子がございます、そちらを基に対応をしています。もちろん学校生活の中で何かしら問題が起きたときに、まずやっていただくのは、学校でしっかりとそのことに対して向き合って対応して解決し、その後、こどもたちが保護者も納得の上、笑顔で生活できるというのが一番の理想でございます。

そういうような対応をしてもどうしても解決できないような場合については、当然転出というのも一つ認めるということ、選択肢の一つになるということでございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 途中の変更ではなくて、小学校で例えばいじめを受けていて、この子とは同じ中学校には行きたくないので、違う学校を選んだというような、現段階で申請を出したというときには、それはそれも考慮はされないのですかということなのですか。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 選択制は、35名以上の場合には抽せんとなるわけですが、それ以下であれば、その事由問わず選択ができますので、当然そういう理由で選択制を活用するご家庭もあると認識しているということです。

野口教育長 抽せん校にあっても、もしいじめ等の理由があって別の学校に行きたいというのは、それは35名以外の枠として認めていかななくてはいけないということですね。

学校教育部長。

磯山学校教育部長 先ほど学務課長が申し上げたとおり、選択制とは分けてそれは考える必要があると思います。外れたから我慢しなさいという話ではなくて、そのことは学務課で丁寧に対応する、学校と連携を図りながら、ご家庭の状況、それから本人の意思等も確認しながら、実際にお子さんと担当が話をしながら、移った先の学校で幸せな学校生活が送れるかどうかというのは分からないけれどもどうしますかということを含めて判断をしております。

野口教育長 特殊な事情とこの選択制とは別のものとして考えているというのが、説明になるのですけれども。

渡辺委員 個別にやっているのですね、分かりました。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 選択制で閉じている、例えば南中であつたとしても、何らかの事情でそちらに転出をするということがあれば、当然それは考慮していかなければならないことです。住所地の関係から一番近いところあるいは通いやすいところはどこなのかというところで判断するというのも当然ございますので、その中で選択制をやっていない、今回選択制で対象外とさせていただいた学校を選ばざるを得なかったときには、それは通常の転出と同じような形で配慮していくということになります。

野口教育長 上原委員。

上原委員 特別支援学級と特別支援学校への入学についてなのですけれども、それを決めるに当たってのプロセスがあつて決めると思うのですけれども、そのプロセス、手順を教えてくださいというのが1つ目です。それと、先ほどの選択申請状況の数字ですが、11月1日現在の中間報告を経年的に書いてあるということで、11月1日というとまだ中学入試が始まっていないので、入学する中学の人数として書いてあると理解いたしました。それでよろしいでしょうか。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 こどもたちのニーズに応じた学びの場の選択についてでございますが、就学前のお子様については、保護者の方々の意思の下、教育センターに就学相談という形で来所していただいています。あくまでもこちらから来てくださるのではなく、親御さんたちの意思で予約を取っていただいて、繰り返しの面談、親御さんとのやり取り、お子さんの姿も相談員が見させていただく中で、教育センターとして特別支援学級、特別支援学校、通常の学級、いずれが望ましいのかという話をさせていただいています。

その上で、保護者の方の合意をいただき、越谷市の障害児就学支援委員会に諮問し、答申をいただきます。その結果をまた保護者の方にお伝えし、就学先が決定していく流れになっています。

特別支援学校につきましては、県立学校になりますので、時期的にはちょうど今の時期、就学支援委員会も終わり、親御さんとも合意形成を取った上で、県に市教育委員会から申請をしていく流れになっています。

野口教育長 学務課長。

菊池学務課長 資料は11月1日現在の選択申請の状況でございます。ご指摘のとおり、今後の合否によって私立中学等に進学する方もいらっしゃいますし、実際に選択したけれども、当日辞退した方も数名おり、ぎりぎりまで悩んで選択するケースもございます。従いまして、私立の合否は2月頃ですので、その後、指定した期日までに私立か、基本学区の中学校に進学するのか、選択で当選した中学校に進学するのかを決定していただきます。

野口教育長 28ページの4今後の日程について書いてあるとおり、1月に通知は出すのですけれども、中には私立中学校等に合格された方は辞退するのです。その分の枠が空くので、その枠については、希望した人にまた声をかけていくのですね。

学務課長。

菊池学務課長 先日、当選した方と選外の方もいらっしゃいましたので、選外の方につきましては、その後、繰上げの当選を希望するかということも確認させていただいています。繰上げ当選の1番、2番、3番という、例年どの中学校でも繰上げ当選の方が1人ないし2人ぐらいはいる状況でございます。

野口教育長 保護者の方からすると、私立受験をするのだけれども、取りあえず選択もしておこうという方もいらっしゃるので、そういう流れになっています。

他の方がいかがですか。よろしいですか。

[発言する者なし]

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。よろしく申し上げます。

◎その他 「林泉寺本堂等国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について」

野口教育長 続きまして、林泉寺本堂等の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 それでは、林泉寺本堂等の国登録有形文化財（建造物）への登録に関しまして情報提供をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の7ページをご覧ください。

過日、新聞等で報道がありました林泉寺本堂ほか5件の国登録有形文化財（建造物）への登録について、登録に当たり文化庁との調整を行いました埼玉県教育委員会から、文化庁の報道発表の概要が報告されました。

まず、1文化庁の報道発表の概要でございますが、国の文化審議会は、令和7年11月21日金曜日開催の同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、増林に所在する林泉寺本堂、子安観音堂、鐘楼堂、地藏堂、赤門と呼ばれる表門、黒門と呼ばれる脇門を登録有形文化財（建造物）に登録するよう、文部科学大臣に更新しました。

この結果、国の官報告示を経て、正式に国の登録有形文化財（建造物）となる予定と報道発表されたところでございます。

2登録見込み建造物の概要でございますが、(1)所在の場所、7ページ中段から8ページの(2)主な特徴・評価、9ページ上段の(3)建築年代及び登録基準につきましては、恐れ入りますが、資料をご参照いただきたいと思います。

会議要項の9ページ、中段の3国登録有形文化財（建造物）の概要でございますが、(1)登録数は、令和7年11月1日現在において、全国で1万4,498件、うち埼玉県内では218件となっております。

続いて(2)登録基準につきましては、文化財保護法に基づき、建築後50年を経過している建造物で、資料にございます①から③の基準のうち、いずれかに当てはまるものが対象となります。

林泉寺は、本堂が②造形の規範となっているもの、ほか5件は、①国土の歴史的景観に寄与しているものとなっております。

(3)越谷市の登録有形文化財につきましては、令和7年11月1日現在において17件報告されており、林泉寺本堂ほか5件が登録されることにより、市内の登録有形文化財（建造物）は23件となる見込みです。

なお市民への周知につきましては、「広報こしがや」12月号及び市ホームページへの掲載を予定しております。

林泉寺本堂等の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

日光街道が整備される前は川に沿って菩薩が多く、村々があった関係で、お寺として建造物、

菩薩がありました。今回の建造物は増林地区にあるのですけれども、この度国の文化財になるということは大変喜ばしいことです。いつぐらいに指定されるのですか。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 これまでの答申から告示までの期間を考えますと、恐らく令和8年3月頃ではないかと考えております。

野口教育長 分かりました。

山口委員。

山口委員 林泉本堂を見ると、建築年代が1673年頃とかなり古くて、もう少し早くに国が認めてもよかったかなと思うぐらいなのですけれども、こういう市内に江戸時代に造られた一般建物は、まだまだ存在する可能性はあるのですか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 恐らくあるかとは思いますが、その辺の調査等は、文化財担当も余力がないというところもありまして、なかなか進められていない状況です。毎年、登録有形文化財への登録は、国から教育委員会に何か推薦する建物があるか照会がございます。それを文化財担当から、お寺等にお話を差し上げて、お寺がぜひ登録を進めたいということになると、いろいろな書類の取り交わしなどをいたします。今度は文化庁から、登録するに当たるものかという調査をいたします。そして登録へと進むのですが、今回の登録は、令和5年度ぐらいに、その手続を始めて、やっとこの度答申されたというものでございます。

野口教育長 その他いかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 私もどうやってこの登録がされるのかと疑問に思っていたので、今のご説明でよく分かりました。

例えばなのですけれども、ご説明いただいた文化財として適切かという調査するに当たって、人手が足りないというようなお話があったのですが、市民の皆さんに身近にこういうものに適合する建物はありますか、というような周知などはなさっているのですか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 そういったご案内を、例えば広報紙やホームページ等から現状やってはいないのでけれども、郷土の歴史等に興味がある方はたくさんいらっしゃいまして、ご自身の近くにある建造物が非常に由緒のあるものだから、市の指定文化財に指定してはどうかとご提案をいただいたり、空き地の表土のところに昔の埋蔵文化財みたいなものが散見されるので、調査を入れてはどうかというお話は、文化財担当に来ます。改めて調査をするかどうかというのも含めて、文化財調査委員会という審議会で、そういったところをお話をさせていただきながら進めているという状況でございます。

野口教育長 よろしいですか。

[発言する者なし]

野口教育長 他になければ、この件については以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、12月25日木曜日午前10時から教育委員会室で開催いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 それでは、そのようにいたしますので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

野口教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 2時33分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

野口久男

委 員

五十畑勝己

委 員

渡辺律子

委 員

山口文平

委 員

足立夢典

委 員

上原美子

書 記

教育総務課調整幹 鈴木理香